

伊賀市告示第 266 号

伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年8月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市職員のハラスメント防止等に関する要綱（平成 27 年伊賀市告示第 165 号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「2年」の次に「以内」を加え、同条に次の3項を加える。

- 4 退職その他の事由により相談員が欠けたときは、補欠の相談員を選任することができる。
- 5 相談員の異動その他の事情により必要と認められるときは、任期内であっても相談員を解任し、補欠の相談員を選任することができる。
- 6 前2項の規定により選任された相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

伊賀市告示第 267 号

伊賀市不法投棄監視カメラシステムの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年8月1日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市不法投棄監視カメラシステムの設置及び運用に関する要綱の一部を改正する告示

伊賀市不法投棄監視カメラシステムの設置及び運用に関する要綱（平成 28 年伊賀市告示第 81 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「不法投棄監視カメラシステム（以下「監視カメラ」という。）」を「監視カメラ」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 16 条」の次に「の」を加える。

第 3 条第 2 項中「人権生活環境部廃棄物対策課長とする」を「さくらリサイクルセンター所長をもって充てる」に改め、同条第 3 項中「管理者は」の次に「、さくらリサイクルセンターの職員のうち」を加え、「定めたもの」を「指定した職員」に改める。

第 4 条第 1 項中「画像」を「記録画像」に改め、同条第 2 項中「画像から知りえた」を「記録画像から知り得た」に、「同様」を「、同様」に改める。

第 7 条第 1 項中「属する」の次に「区域の」を加え、「受けている者で」を「受け」に、「者（以下「申請者」という。）」を「もの」に改め、「市長に」の次に「その設置を」を加え、同条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「申請者」を「当該申請をした者」に改める。

第 8 条中「2ヶ月」を「1月」に改める。

第 9 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「画像」を「監視カメラにより画像」に改め、「作られた記録」の次に「であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体」を加え、同項を同条第 1 項とし、同条第 3 項中「画像」を「記録画像」に改め、「ならない」の次に「。記録画像を複写し、又は複製する場合には、当該記録画像を加工することなくこれを行わなければならない」を加え、同項を同条第 2 項とし、同条第 4

項中「画像を」を「記録画像を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「画像の」を「記録画像の」に、「画像記録装置」を「電磁的記録媒体」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「保存期間」を「前項に規定する保存期間」に、「画像に」を「記録画像に」に、「次に掲げる方法により速やかに廃棄し、又は消去しなければならない」を「これを消去するものとする」に改め、同項各号を削り、同項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 記録画像の記録の用に供した電磁的記録媒体を処分するときは、記録画像を消去の上、破砕、裁断等の措置を講じなければならない。

第10条第1項中「取扱いについて」を「利用」に、「用いるもののほか」を「限るものとし、その取扱いは」に改める。

第11条第1項中「、前条の規定する場合に限るものとし」を削り、同条第2項中「場合」を「とき」に、「閲覧画像」を「閲覧した記録画像」に改める。

第12条中「人権生活環境部廃棄物対策課」を「さくらリサイクルセンター」に改める。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

伊賀市告示第 268 号

伊賀市防災用モーターサイレン設置・改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年8月7日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市防災用モーターサイレン設置・改修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市防災用モーターサイレン設置・改修事業費補助金交付要綱（平成28年伊賀市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「ことを目的として、防災用」を「ための防災用」に、「、伊賀市防災用モーターサイレン設置・改修事業費補助金を交付することに関し」を「交付する伊賀市防災用モーターサイレン設置・改修事業費補助金（以下「補助金」という。）について」に、「」に定めるもののほか」を「。以下「規則」という。）第25条から第27条までの規定に基づき」に改める。

第3条の見出しを「（交付の対象となる団体）」に改め、同条中「補助対象者」を「補助金の交付の対象となる団体」に改める。

第4条の見出しを「（交付の対象となる事業及び経費）」に改め、同条中「する事業」を「なる事業（以下「補助対象事業」という。）」に改め、同条第1号及び第2号中「伊賀市防災用行政無線等の戸別受信機が設置されていない区域における主に」を「住民自治協議会等の区域内における」に改め、同条第3号中「その他市長」を「前2号に掲げるもののほか、市長」に、「改修事業」を「改修に係る事業（以下「その他事業」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち工事に係る経費とする。ただし、国、県その他の地方公共団体等の補助

制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

第5条及び第6条を次のように改める。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、設置事業は150万円を、改修事業は75万円を、その他事業は市長が認める額をそれぞれ限度とする。

(補助金の交付の申請書の様式等)

第6条 補助金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市防災用モーターサイレン設置・改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（設置場所、工事期間、工事内容、事業額）
- (2) 収支計画書（予算書又はこれに代わる書類）
- (3) 工事实施設計書
- (4) 工事図面（位置図、平面図、立面図）
- (5) 工事見積書
- (6) 施工箇所の写真
- (7) 設置予定場所に係る土地登記簿謄本の写し、使用許諾書等（設置事業の場合に限る。）

第7条及び第8条を削る。

第9条の見出しを「（実績報告書の様式等）」に改め、同条第1項中「補助事業者は、当該事業が完了したときは」を「補助金に係る規則第12条第2項の規定による報告は、同項の規定にかかわらず」に、「様式第8号」を「様式第2号」に、「添付して市長に提出しなければならない」を「添えて行うものとする」に改め、同項第5号中「その他市長」を「前各号に掲げるもののほか、市長」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 補助金等交付決定通知書（写し）
- (2) 収支計算書（決算書又はこれに代わるべき書類）

第9条第2項中「に規定する報告書」を「の報告」に、「事業の完了した」及び「事業の完了の」を「補助対象事業が完了した」に、「期日」を「日」に、「提出しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(財産の処分の制限に関し市長が定める期間等)

第8条 補助対象事業において取得し、又は効用の増加した財産に係る規則第22条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(補助金の終期)

第9条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第10条から第16条までを削り、第17条を第10条とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

【様式第1号】

【様式第2号】

様式第3号から様式第13号までを削る。

附 則

この告示は、令和6年8月7日から施行する。

伊賀市告示第 269 号

伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年8月19日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱（平成30年伊賀市告示第77号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に設置する機器及び設備に対し、予算の範囲内において補助金を交付すること」を「の施設を設置する者に対し交付する伊賀市獣害防止施設設置事業補助金（以下「補助金」という。）」に、「」第26条」を「。以下「規則」という。）第25条から第27条まで」に改める。

第2条の見出しを「(交付の対象となる者)」に改め、同条中「この要綱による補助金（以下「補助金」という。）」を「補助金」に、「交付対象者」を「交付の対象となる者」に改め、同条第2号中「共同で」を削り、「者の」を「者又はその」に改める。

第3条の見出しを「(交付の対象となる事業)」に改め、同条中「交付対象事業」を「交付の対象となる事業」に改め、「又は更新」の次に「(以下「設置等」という。）」を加える。

第4条中「設置」を「防止施設の設置等」に、「以内」を「の額」に、「100円未満は切り捨てる。」を「その額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額」に改め、「し、30万円を最高限度と」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、30万円を限度とする。

第5条の見出しを「(補助金の交付の申請書の様式等)」に改め、同条中「の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、獣害防止施設設置事業補助金交付申請書」を「に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付申請書」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改める。

第6条を次のように改める。

(補助金の交付決定の通知書の様式)

第6条 補助金に係る規則第7条第1項の規定による交付の決定の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

第7条の見出しを「(補助金の交付の条件)」に改め、同条中「前条の規定による」を削り、「交付の」を「交付を」に、「(以下「交付決定」という。)を行うに当たり次」を「するときは、次」に改め、「ものとする」を削り、同条第1号中「交付決定を行った」を「交付を決定した」に、「を設置する」を「の設置等をする」に改め、同条第2号中「設置する」を「設置等をする」に改める。

第8条の見出しを「(変更等の承認申請書等の様式)」に改め、同条第1項中「交付決定を受けた申請者（以下「事業者」という。）は、当該交付決定があった後において、事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、獣害防止施設設置事業変更（中止）承認申請書」を「補助金に係る規則第6条第2項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、伊賀市獣害防止施設設置事業変更（中止）承認申請書」に、「市長に申請しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「市長は、前項の規定による事業内容の変更又は事業の中止の申請があったときは、これを審査し、相当と認めたときは、獣害防止施設設置事業補助金交付決定変更通知書」を「補助金に係る規則第7条第3項の規定による変更の承認の通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付決定変更通知書」に、「事業者に通知する」を「行う」に改める。

第9条の見出しを「(実績報告書の様式等)」に改め、同条中「事業者は、事業が完了したとき」を「補助金に係る規則第12条第2項の規定による防止施設の設置等の完了の報告」に、「獣害防止施設設置事業実績報告書」を「伊賀市獣害防止施設設置事業実績報告書」に、「市長に報告しなければならない」を「行うものとする」に改め、同条第1号中「獣害防止施設設置事業補助金交付決定通知書」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付決定通知書」に改める。

第10条及び第11条を次のように改める。

(補助金の額の確定通知書の様式)

第10条 補助金に係る規則第14条第2項の規定による通知は、同項の規定にかかわらず、伊賀市獣害防止施設設置事業補助金確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(補助金の終期)

第11条 補助金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。

第 12 条を削り、第 13 条を第 12 条とする。

様式第 1 号中「獣害防止施設設置事業補助金交付申請書」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付申請書」に改め、「交付されたく」の次に「伊賀市補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び」を加える。

様式第 3 号及び様式第 4 号中「獣害防止施設設置事業補助金」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金」に改める。

様式第 5 号中「獣害防止施設設置事業補助金交付決定通知書」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付決定通知書」に、「獣害防止施設設置事業の補助金」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金」に改め、「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱第 6 条の規定により」を削り、「決定しました」の次に「ので、伊賀市補助金等交付規則第 7 条第 1 項及び伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します」に改める。

様式第 6 号中「獣害防止施設設置事業変更（中止）承認申請書」を「伊賀市獣害防止施設設置事業変更（中止）承認申請書」に改め、「ので」の次に「伊賀市補助金等交付規則第 6 条第 2 項及び伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により」を加える。

様式第 8 号中「獣害防止施設設置事業補助金交付決定変更通知書」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付決定変更通知書」に、「で申請のあった」を「伊賀市指令 第 号で交付決定しました」に、「獣害防止施設設置事業変更（中止）承認申請」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金」に、「年 月 日付け伊賀市指令 第 号による交付決定通知の一部を次」を「下記」に、「変更し、交付を決定します」を「変更したので、伊賀市補助金等交付規則第 7 条第 3 項及び伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します」に改める。

様式第 9 号中「獣害防止施設設置事業実績報告書」を「伊賀市獣害防止施設設置事業実績報告書」に改め、「実績を」の次に「伊賀市補助金等交付規則第 12 条第 2 項及び」を加え、「獣害防止施設設置事業補助金交付決定通知書」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付決定通知書」に改める。

様式第 11 号中「獣害防止施設設置事業補助金確定通知書」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金確定通知書」に、「獣害防止施設設置事業の補助金」を「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金」に、「伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項」を「伊賀市補助金等交付規則第 14 条第 2 項及び伊賀市獣害防止施設設置事業補助金交付要綱第 10

条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年8月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による施行の際この告示による改正前の様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第6号又は様式第9号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

伊賀市告示第 270 号

伊賀市資源再利用物回収奨励金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 8 月 27 日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市資源再利用物回収奨励金交付要綱の一部を改正する告示

伊賀市資源再利用物回収奨励金交付要綱（平成 16 年伊賀市告示第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「環境学習」を「ごみの減量化と再資源化を行い、もって環境問題に関する意識の向上を図ることを目的に、環境学習」に改め、「として」の次に「各家庭から排出されるごみのうち」を加え、「奨励金を交付することによりごみの減量化と再資源化を行い、環境問題に関する意識の向上を図ることを目的」を「交付する伊賀市資源再利用物回収奨励金（以下「奨励金」という。）について必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条第 1 項中「(以下「実施団体」という。）」を削り、「を提出し」を「により再資源集団回収の実施団体の登録の申請をし」に改め、同条第 2 項中「登録できる」を「前項の登録の申請をすることができる」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「市長は、第 1 項」に、「基づき登録した実施団体に」を「登録を決定したとき」に改め、「より」の次に「当該登録をした団体（以下「実施団体」という。）に」を加える。

第 3 条の見出し中「業者」を「事業者」に改め、同条第 1 項中「業者（以下「回収業者」という。）」を「事業者」に、「を提出し」を「により登録の申請をし」に改め、同条第 2 項中「登録できる回収業者」を「前項の登録の申請をすることができる事業者」に改め、同条第 3 項中「第 1 項」を「市長は、第 1 項」に、「申請に基づき登録した回収業者に」を「登録を決定したとき」に改め、「より」の次に「当該登録をした事業者（以下「回収業者」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

4 回収業者は、登録事項に変更がある場合は、速やかに登録事項変更届（様式第 5 号）を市長に届け出なければならない。

第 4 条の見出し中「期間」を「有効期間」に改め、同条中「登録は」を「登録の有効期

間は」に、「年度初めに行うもの」を「当該登録の決定の日から当該日の属する年度の末日まで」に改め、同条ただし書を削る。

第5条の見出し中「継続性」を「更新」に改め、同条中「実施団体及び」を「市長は、実施団体又は」に、「が前年度に」を「から次年度においても」に、「場合は、前条に定める登録を省略する」を「意思を確認したときは、前項の有効期間を1年延長する」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第2条第1項又は第3条第1項の規定による申請は、省略することができる。

第6条第3項中「重量と」を「重量（その重量に1キログラム未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた重量）と」に改める。

第7条中「基準及び交付額」を「額」に、「次に定めるところによる」を「前条第1項各号の廃棄物の区分ごとに、当該廃棄物1キログラム当たり3円とする」に改め、同条第1号及び第2号を削る。

第8条中「実施団体」を「奨励金の交付を受けようとする実施団体」に改め、「第7号に」の次に「再資源集団回収を実施したことが分かる写真及び」を加え、「奨励金の交付申請を行うものとする」を「申請しなければならない」に改める。

第9条中「うえ奨励金」を「上、奨励金の交付」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、あらかじめ登録された送金先に当該奨励金を振り込むことにより当該奨励金の交付の確定の通知に代えることができる。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「の不正」を「が不正により奨励金の交付を受けたこと」に、「登録」を「市長は、当該実施団体又は回収業者の登録」に改め、同条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（実施計画及び活動報告）

第10条 実施団体は、再資源集団回収を実施するまでにその年度における実施計画書を、当該年度の再資源集団回収が完了したときは活動報告書を提出しなければならない。

様式第5号中「第5条関係」を「第3条関係」に改め、「資源再利用物回収奨励金交付要綱第5条の規定により、」を削り、「ので」の次に「資源再利用物回収奨励金交付要綱第3条第4項の規定により」を加える。

附 則

この告示は、令和6年8月27日から施行する。

伊賀市告示第 271 号

伊賀市コミュニティバス「にんまる」ラッピングデザイン使用手続要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年8月27日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市コミュニティバス「にんまる」ラッピングデザイン使用手続要綱の一部を改正する告示

伊賀市コミュニティバス「にんまる」ラッピングデザイン使用手続要綱（令和4年伊賀市告示第233号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市コミュニティバス「にんまる」ラッピングデザイン使用手続要綱

第1条、第4条及び第5条第2項中「伊賀市コミュニティバス」を「伊賀市コミュニティバス」に改める。

第7条第1項第4号中「伊賀市コミュニティバス「にんまる」のラッピングデザイン」を「デザイン」に改める。

第8条第1項及び第2項並びに第9条第2項中「伊賀市コミュニティバス」を「伊賀市コミュニティバス」に改める。

第11条中「企画振興部交通政策課」を「企画振興部交通戦略課」に改める。

様式第1号及び様式第2号中「伊賀市コミュニティバス」を「伊賀市コミュニティバス」に改める。

様式第3号を次のように改める。

【様式第3号】

様式第4号及び様式第5号中「伊賀市コミュニティバス」を「伊賀市コミュニティバス」に改める。

様式第6号を次のように改める。

【様式第6号】

附 則

この告示は、令和6年8月27日から施行する。